

令和元年度広島県庁インターンシップの募集について

広島県庁では、次のとおりインターンシップの受入れを行います。

なお、このインターンシップ体験は、職員採用につながるものではありませんので、予め御了承ください。

1 インターンシップの概要

(1) 対象学生

全国の大学等（大学院，大学，短期大学，高等専門学校及び専修学校専門課程）の学生（ただし、卒業年次生は除きます。）

(2) 実施時期・期間

8月～9月中の1～2週間

※募集所属によって実施時期・期間が異なりますので、御注意ください。

(3) 募集所属・実習内容

別紙「募集所属・実習内容一覧」を御参照ください。

2 応募方法

※必ず、学校を通じて御応募ください。（学生の方からの直接の応募はできません。）

(1) 応募手順

○ 学生の方へ

インターンシップを希望する学生の方は、様式1「広島県インターンシップ応募票」に記入の上、必ず、所属する学校のインターンシップ担当部署を通じて御応募ください。学生の方からの直接の応募はできません。

○ 学校の方へ

所属する学生から応募の依頼があった場合は、様式1、様式2及び様式3により電子メールで御提出ください（郵送等で提出を希望される場合には、お問合せください）。

※提出先：広島県商工労働局 雇用労働政策課 雇用促進グループ

電子メール koyosoku@pref.hiroshima.jp

件名に「広島県庁インターンシップ応募」〇〇大学（学校名）と御記載ください。

メール事故防止のため、送信後到着確認を行うなど御協力をお願いします。

(2) 応募期限

令和元年6月14日（金）正午（必着。応募状況によっては、募集期間を延長する場合があります。）

(3) 選考方法・選考結果の通知等

ア 選考方法は、応募票による書類選考とします。

なお、応募者多数の場合など、御希望にそえないこともありますので、予め御承知ください。

イ 選考結果については、募集締切り後、おおむね14日以内に学校を通じて書面により回答します。

3 その他

(1) 県からの報酬はありません。また、実習に伴う交通費や保険料等（※）は参加学生本人の負担となります。

※学校等のあっせんにより、災害傷害保険、賠償責任保険に加入していただきます。

(2) 受入れが決定しましたら、県と学校との間で覚書を交わします。

また、参加学生は実習前に誓約書を提出していただきます。

(3) 実習終了後に、実習報告書を提出していただきます。

<お問い合わせ先>

広島県商工労働局 雇用労働政策課 雇用促進グループ（担当：中山）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話 (082)513-3425 電子メール koyosoku@pref.hiroshima.jp

締 切：6月7日（金）17時必着

提出書類：①様式1「広島県インターンシップ応募票」及び②単位認定・保険加入状況申告書

提出方法：就職支援係(gakusei.shushoku@ynu.ac.jp)にメールにて送付して下さい。

その際件名を「広島県庁インターンシップ」として下さい。）